

五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル（一次審査）に関する質問書への回答

令和7年9月12日

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル実施要領	1	3 (1)	「選定委員会」の人数、役職、及びその構成をご教示頂けますでしょうか。 (町職員●名、町民●名、学識●名、…合計●名など)	選定委員会委員は、5名となっております。 内訳は、町職員 1名、町民 2名、学識経験者(建築分野) 2名です。
2		1	3 (1)	選定委員会の構成（メンバーや人数）について可能な範囲でご教示いただけますでしょうか。	No1の回答を御確認ください。
3		2	3 (4) 1) ⑥	計画範囲を示したCADデータをご提供いただけないでしょうか。	計画範囲図を町公式ホームページにて提供いたします。 (今後、変更になる可能性があります。)
4		3	4 (1) 1)	五霞町建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則に基づく資格者名簿、とは五霞町のHP上に添付されております、「R7.8競争入札参加資格者名簿(R7.7.1現在)」の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5		3	4 (1) 1)	JV構成員のうち1社が五霞町建設工事請負等競争入札参加者資格者名簿に登録されている場合、他のJV構成員である設計事務所については、業務委託契約の締結までに資格者名簿へ登録を済ませれば、参加資格を有するものとして認められるのでしょうか。	4 (1) 参加資格に「公告から優先交渉権者及び次点交渉権者の決定までの間において、単体企業又は設計JVの代表構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。（なお、設計JVの構成員は、1) から3) まで）」としているため、現在公開している名簿に登録されている必要があります。
6		3	4 (1) 4)	平成27年度以降に基本設計と実施設計を完了とありますが、基本と実施が別契約で、基本が平成27年度以前に終了しているものは、実績となりますでしょうか。	一連の業務となっている実施設計業務の完了が平成27年度以降であれば、実績となります。
7		3	4 (1) 4)	実績について「同種施設の一連の基本設計と実施設計の業務」とありますが、基本設計または実施設計のどちらかでも実績として取り扱っていただけますでしょうか。	基本設計と実施設計のどちらも完了している実績とします。
8		3	4 (1) 4)	新築設計業務とありますが、敷地内に別棟があるなどの理由で、実質的に新築であるのに、申請上増築になっているものも実績となりますでしょうか。	増築の場合でも、新築と同様であることを書類により、証明ができる場合は、実績といたします。その場合は、その旨が確認できる資料（既存建物と増築建物の分かる配置図又は平面図等）を御提出ください。
9		3	4 (2)	建築（総合）、構造、電気、機械主任担当技術者以外に、任意で主任又は担当技術者を追加する場合は、様式5及び様式8に必要事項を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		3	4 (2)	4 参加資格 (2) 管理技術者、主任担当技術者に関する要件の電気および機械主任の資格について、設備設計一級建築士あるいは建築設備士とありますが、評価に差異はありますか。	評価は区別をする予定となっています。
11		4	6 (3)	作成する書類の文字の大きさに制限はありますか。	MS 明朝の10.5サイズで統一してください。

12		4	6 (3)	提出資料の綴じ方等の指定はありますでしょうか。 1部、2部、10部と資料により提出部数が異なりますので、ご教示いただけますでしょうか。	1部書類の様式2-1～様式3は、順にまとめ、クリップ留めにて御提出ください。 10部書類の様式4-1～様式8は、順にまとめたものを1セットとして、クリップ留めにて御提出ください。 2部書類についても、①～⑤を順にまとめたものを1セットとして、クリップ留めにて御提出ください。
13		4	6 (3)	提出書類はクリップ留め程度でよいでしょうか。綴じ方のご指定があればお示しください。	No12の回答を御確認ください。
14		4	6 (3)	様式4-1～様式8は10部提出となっていますが、様式4-1～様式8の順にまとめたものを1セットとしてクリップで留め、それを10セット作ると考えてよいでしょうか。それとも各様式ごとに10部ずつをクリップ留めすればよいでしょうか。また、添付書類2部についても同様のまとめ方でよいでしょうか。	No12の回答を御確認ください。
15		4	6 (3)	提出する書類につきましては、下記のようにお纏めすれば宜しいでしょうか。 1)、2) 重ねてクリアファイルへ綴じる 3)～9) 様式番号順に重ねてクリップで綴じた物を10部 10) 各項目前にインデックスを付けてクリップで綴じた物を2部 電子データを格納したディスクは綴じずに別冊とする	No12の回答を御確認ください。
16		4	6 (3) 10) ①	県内事務所から提出をしたいのですが、本社は東京都内に在ります。「一級建築士事務所の登録状況について、証する書類の写し」につきましては、茨城県内の事務所と、東京都内本社の2社分提出と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 2社分を御提出ください。
17		5	6 (3) 10) ②	業務実績に記載する業務について、契約書の写し及び業務の内容を証する書類として、新建築等の雑誌掲載データページを提出資料として認めていただくことは可能でしょうか。	PUBLISまたは建築確認済証または建築主に届け出た書類とします。
18		5	6 (3) 10) ④	各技術者の経歴等に記載する業務実績に関し、従事経験を証する書類として新建築等の雑誌掲載データページを提出資料として認めていただくことは可能でしょうか。	No17の回答を御確認ください。
19		5	6 (3) 10) ④	必要書類のうち、各技術者が業務に従事したことを証明する書類について、体制表、あるいは自社印のある従事証明書でもよいでしょうか。	No17の回答を御確認ください。

20		5	6 (3) 10) ④	各技術者の業務実績について、前職における実績も認められますか。	前職における実績も認めます。
21		5	6 (3) 10) ④	管理技術者・各主任担当技術者の実績について、従事した立場によって評価は変わりますでしょうか。変わる場合は、採点基準をご教示ください。	評価は区別する予定となっております。なお、評価基準を公表する予定はありません。
22		5	6 (4)	評価基準の配点について、より具体的な算定基準をご教示いただけますか。（例：同種経歴1件で1点 など）	No21の回答を御確認ください。
23		5	6 (4)	採点基準について可能な範囲で詳細をご教示いただけますでしょうか。 ・「専門分野の技術者資格」の得点基準（どのように点の差がつくのか） ・「業務の実績」は要件を満たす場合は満点となるのか	No21の回答を御確認ください。
24		5	6 (4)	「専門分野の技術者資格（計10点）」は、各主任担当技術者が、特記仕様書P5・6Ⅱ2 (5) 主任担当技術者に関する要件の資格（一級建築士・構造設計一級建築士・設備一級建築士または建築設備士）を有していれば、配点上、満点（計10点）が得られる理解でよろしいでしょうか。	No21の回答を御確認ください。
25		5	6 (4)	専門分野の技術者資格（計10点）またその内訳（建築・構造・電気・機械）の配点がありますが、この配点はどの様式のどこの項目に対する配点でしょうか。	様式7-1～4の④保有資格等に対する配点を予定しています。
26		7	7 (5)	提案価格20点とありますが、その採点方法をご教示ください。例えば、委託費限度額に対して最低制限価格が非公開で設定されており、その上で提案価格との差によって採点されるのか（絶対的評価）、または他社提案価格との比較によって採点されるのか（相対的評価）など、提案価格に対する採点の計算式があればご教示ください。	他社比較での採点を予定しています。なお、制度上の最低制限価格の設定は行いませんが、著しく廉価な提案については、内容や実現性を踏まえた上で、二次審査における評価の中で判断します。
27		7	7 (5)	採点基準に関係し、下記について可能な範囲で詳細をご教示いただけますでしょうか。 ・評価基準（点数の内訳） ・集計方法（選定委員会の各メンバーが評価採点基準に基づき採点し、全メンバーの平均点がつくのか等）	評価基準については、No21の回答を御確認ください。集計方法については、お見込みのとおりです。
28	五霞町複合庁舎建設基本設計・実施設計業務委託公募型プロポーザル様式集	様式2-1、2-2、9		設計JVの場合、様式2-1、2-2（参加資格等確認申請書）、9は共同企業体名と各構成員の連名での記載に変更して提出すればよろしいでしょうか。	様式2-1、9は共同企業体名と各構成員の連名にて御記載ください。 様式2-2については、各構成員にて御提出ください。
29		様式2-2、4		設計JVの場合、様式2-2（参加資格等確認資料）、様式4-1は構成員も提出するのでしょうか。構成員の提出書類をご教示願います。	お見込みのとおりです。 様式2-2、4-1を御提出ください。
30		様式3		一次審査の提出書類に設計共同体協定書1部が含まれていますが、協定書の作成通数について「この協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする」とあり、構成員分作成するように記載されております。提出は写しと考えてよろしいでしょうか。原本の場合は「この協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自1通を所持し、1通を発注者へ提出するものとする」と書き換えればよろしいでしょうか。	各構成員の代表者の氏名を記載、押印済みの設計共同体協定書（写し）を御提出ください。

31		様式3	設計共同体協定書第8条に基づく協定書について、分担業務の金額を記載することになっておりますが、一般的に他自治体では選定前ですの出資比率を記載します。金額は記載しなければならないでしょうか。金額を記載する場合、一次審査で提出した金額については二次審査で提出する見積書の金額と同額でなければならないでしょうか。提案価格は二次審査の評価対象となっております。	様式3の「〇〇設計共同体協定書」については、一次審査書類として御提出いただき、「〇〇設計共同体協定書第8条に基づく協定書」については、本業務に係る委託契約が締結された日に御提出ください。
32		様式3	3) 設計共同体協定書【様式3】について、設計共同体協定書第8条に基づく協定書は、提案見積価格に係る書類と認識しております。従いまして、一次審査書類提出期限9月19日（金）までに、設計共同体協定書を提出し、二次審査書類提出期限11月7日（金）までに設計共同体協定書第8条を提出する、として頂けないでしょうか。	No31の回答を御確認ください。
33		様式4-1	欄外注記に、会社沿革については別紙にて提出することと示されていますが、添付する会社パンフレットがこれに該当すると考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34		様式5	6) 業務実施体制及び体制図について、下記の記載をしてよろしいでしょうか。 ①担当者の氏名及び所属 ②担当者の実績 問題ない場合、実績の物件名や物件情報、写真等を掲載して差し支えないでしょうか。不可の場合は表現の程度をご教示いただけますでしょうか。（〇〇町某庁舎までなど）	御担当者様の情報、写真等の掲載は問題ありません。
35		様式5	欄外※にて記載の3行を削除の上、余白のサイズは適宜調整して差支えありませんでしょうか。	欄外の注記（※印）を削除し、余白のサイズを調整いただいても問題ありません。
36		様式6、7	同一工事の基本設計と実施設計を別々に契約している場合、1つの実績欄のなかに両方の業務名・業務期間を記入することでよいでしょうか。	同一工事の基本設計と実施設計を別々に契約している場合、本様式の実績欄を追加し、番号に枝番を順に振り、それぞれ明示してください。この場合、基本設計と実施設計を合わせて1件とし、2件まで御記載ください。
37		様式6、7	⑤同種業務の実績について、実績1 実績2と2欄がございますが、同一工事の基本設計段階と実施設計段階で従事する立場が違う場合、実績1 実績2の2欄に分けて記載することができるの理解でよろしいでしょうか。	No36の回答を御確認ください。
38		様式6、7	⑤同種業務の実績について、実績1 実績2と2欄がございますが、同種施設の業務を基本設計のみ従事、または実施設計のみ従事、した場合も技術者の実績として記載することができるの理解でよろしいでしょうか。	No36の回答を御確認ください。
39		様式6、7	実績が3件以上になる場合、様式6にある実績2の下部に新たに行を挿入するのではなく、実績3以降については、様式6に記載のある表を参考に別ページにて作成し、様式番号の枝番を振る、という理解であっておりますでしょうか。	No36の回答を御確認ください。
40		様式7	類似業務の実績の定義をご教示ください。	実施要領4（1）4）のとおり、対象施設は令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類又は、令和6年国土交通省告示第8号別添二第十二号第2類に該当するものとします。

41		様式7	協力事務所として業務に携わっている場合、（発注機関名）には元請の事業者名を記載し、受注形態は単体企業として記載するという理解であっておりますでしょうか。	協力事務所として業務に携わっている場合、発注機関名に発注機関名を御記載いただき、受注形態は単体企業とし、カッコ内に元請の事業者名を御記載ください。
42		様式8	1社の協力事務所より2名の業務事業者を主任担当技術者として配置する場合、2再委託業務従業者の表に2名併記にて記載して差支えありませんでしょうか。	1名の業務従事者につき1枚を御記載ください。
43		様式8	9) 協力事務所等調書【様式8】について、協力事務所が無い場合は提出不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44		様式	欄外の注記（※印）は削除してもよいでしょうか。	No35の回答を御確認ください。
45	その他	-	JV組成のための手続きに時間を要するため質疑回答日を早めていただくことは可能でしょうか。	スケジュールは変更できません。